

# 総務常任委員会会議録

## 目次

---

---

【開 会】 .....	4
陳情第5号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件 .....	4
委員長報告 .....	5
閉 会.....	6

## 1 日 時

令和6年9月20日（金）午後10時24分～午前10時31分

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員（7名）

委員長 神 谷 靖

副委員長 櫻 井 恵 二

委 員 榎 真 衣 子 石 塚 政 行 関 由 紀 夫

伊 藤 幹 夫 石 井 侑 男

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員

なし

## 6 事務局 清水ゆう子 佐藤晶昭

## 7 付議事件

陳情第 5号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

## 8 会議の経過及び結果

## 【開 会】

---

---

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (10時24分)

○委員長 これより議事に入る。

### 陳情第5号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

○委員長 次に、陳情第5号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺う。

○石井委員 改めて文書を読ませていただいた中で、特に私なりに危惧した点は、陳情趣旨2番目の再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止という条項です。

これを認めると正しい判決が出なくなってしまう恐れもあると思い、私はこの陳情に対しては反対、不採択でお願いします。

○伊藤委員 前回の委員会では不採択という立場で意見を述べました。今回も不採択でお願いします。理由としては、今石井委員もお話しましたが、まず検察がその不服申し立てを取りやめることは、その段階でもう弁護側の証拠しか出せなくなっていく。それは、法の平等の下ではおかしいのではないのかと。まず、私たちは三権分立の中で議会は行政府ですから、まずこの法律を決めるのは立法府である国が決めることであって、ですから私はこれに関しては不採択でいいかと。私たちは法に対して意見を述べることの知識も見識も持ち合わせていないと思っていますから、ならば国に委ねるのが一番良いと思いますので、不採択でお願いします。

○関委員 私も再度確認させていただきましたが、その結果不採択でお願いします。

○石塚委員 前回の委員会では不採択という意見を提出させていただきましたが、何度も陳情の内容を読み返し感じたのは、今回の陳情に関しては本当に極めて専門性が高い

ということ。実際は、国においても今しっかり議論されていることだと思い、これは国に委ねるのが望ましいと、今回も不採択という結論にいたしました。

○榊委員 私は採択という意見ですが、皆さんの意見を聞いて確かに国に委ねたほうが良いとも思ってきましたが、皆さんが訴え続けてきてもなかなか進まないの、私達が後押しできるのであればという気持ちがあり、採択をお願いします。

○副委員長（櫻井恵二） 日本の法律だと起訴されて、有罪になる確率が約99%という感じです。ただ、テレビのニュースなどでよく見るのは、せつかく捕まったのに不起訴になるというのはいっぱいあります。理由は述べないとか何とか言って。それは今回の陳情には関係ないけれども、今日本という国は人権を尊重していて犯罪者にも有利ではないか、中国とかそういうところに比べたら、かなり有利な国ではないかと思う。この件に関しては、石井委員と全く同じで公平性を欠くのではないかと思います。不採択ということをお願いします。

○委員長 一巡して皆様の意見を伺ったが、加えて意見はないか。

（なし）

○委員長 他になければ、これで、討論を終わりとする。

○委員長 これより、採決する。

陳情第5号を不採択とすることに御異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定した。

## 委員長報告

---

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

（異議なし）

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

---

---

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(10時31分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長